

国民健康保険と老人保健

10月1日から制度が変わります

近年、急速に進む少子高齢化、医療技術の進歩など、医療をとりまく環境は大きく変わりつつあります。このような社会の変化に合わせて、わたしたちが将来にわたって安心して医療サービスを受けることができるようにするため、10月1日から医療保険制度が改正されることになりました。主な改正ポイントは次のとおりです。

国民健康保険の変わるポイント

病院の窓口で支払う医療費の負担額が年齢によって変わります。高額療養費の自己負担限度額が



変わります。

退職者医療制度の対象年齢が、老人医療の対象年齢の引き上げに合わせ、70歳未満から75歳未満に変わります。

老人保健の変わるポイント

病院の窓口で支払う医療費の一部負担金は、これまでの月額上限制が廃止され、所得に応じた負担率が1割と2割に変わります。医療費が高額になったときの自己負担限度額が変わります。対象年齢が70歳以上から75歳以上に変わります。(ただし、昭

和7年9月30日以前に生まれた人は75歳未満であっても、また一定の障害のある人で市から認定を受けている人は65歳から老人保健で医療が受けられます)

国民健康保険および老人保健のくわしい改正内容については、「広報なりた」10月1日号でお知らせします。くわしくは保険年金課(☎20・1526)に問い合わせてください。

10月1日からは新しい国民健康保険証で

今まで使っていた国民健康保険証は9月30日で有効期限が切れます。10月1日からは、9月下旬に市から送付される新しい国民健康保険証を使用してください。

なお、古い保険証は保険年金課(市役所1階)または市立図書館、公民館、美郷台地区会館、市民課赤坂分室・遠山分室、保健福祉館へ返却してください。

老人医療受給者証の交付

老人保健制度の改正により新しい老人医療受給者証が送付されます。これまでのものは使えなくなりますので、10月1日からは新しい老人医療受給者証を使って診

療を受けてください。

くわしくは保険年金課(☎20・1526)へ。

産業廃棄物処理施設

9月17日から生活環境影響調査書などを縦覧

市内の事業者から「産業廃棄物処理施設変更許可申請書」が県に提出されました。これについて関係する市民の利便を図るため、県庁のほかにも市内でも次のとおり縦覧を行うことになりました。

【施設の概要】

株式会社ナリノリが成田市十条三天神峰214番62に計画する産業廃棄物焼却施設

【関係図書】

産業廃棄物処理施設変更許可申請書および生活環境影響調査書

【縦覧期間】

9月17日(火)～10月17日(木) 午前9時～午後5時(土・日曜日祝日を除く)

【縦覧場所】

県産業廃棄物課 市環境対策課 (市役所2階)

【意見書の提出】

提出期限：10月31日(木) 郵送による場合は、同日消印のあるものまで有効とします。

意見書の提出および問い合わせは、県産業廃棄物課(〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1-1 ☎0433-223,265)へ。

就業構造基本調査

9月下旬から調査員が伺います

10月1日現在で、就業構造基本調査が行われます。

この調査は、我が国における就業・不就業の実態を明らかにし、就業構造に関する基礎資料を得るとともに、国や地方公共団体が実施する雇用・失業対策などを企画・立案する上で重要な指標として利用されます。

9月下旬から調査の対象となった世帯に調査員が伺いますので、ご協力をお願いします。

くわしくは企画課(☎20・1501)へ。

相談日

市民相談所(☎20-1507)

市民行政相談

月～金曜日 8時30分～5時

市民生活相談(家事・民事)

月・木曜日 9時～4時

法律相談(予約制)水曜日 1時～4時

(裁判所で係争中の事件は除く)

人権・行政合同相談 19日(木) 10時～3時

不動産相談 17日(火) 10時～正午

税務相談 17日(火) 10時～3時

外国人相談 26日(木) 1時～4時

(英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語)

もめごと・しんぱいごと・なやみごと相談

24日(火) 9時～4時

市民よろず相談 21日(土) 1時～4時

(市民よろず相談のみ会場は美郷台地区
会館サークル室)

商工観光課(電話は各相談室へ)

女性就業相談 水・金曜日 10時～4時

(☎22-1111・内線2724市役所2階相談室)

来所前に必ず電話を入れてください

高齢者職業相談 月～金曜日 9時～4時

(☎22-1111・内線2725市役所2階相談室)

住宅相談 10月10日(木) 10時～正午

(住宅の電気に関する相談も含む)

(☎22-2101・成田商工会議所)

パートサテライト(☎22-8281)

パートタイマー職業相談 月～金曜日 9時～4時

消費生活センター(☎23-1161)

消費生活相談 月～金曜日 10時～4時

保険年金課(☎20-1526)

年金相談 水曜日 10時～3時

市民生活課(☎20-1527)

交通事故相談 10月1日(火) 10時～3時

社会福祉協議会(☎27-7755)

心配ごと相談 木曜日 10時～3時

酒害相談 19日(木) 9時～正午

高齢者福祉課(☎20-1537)

介護相談 10月10日(木) 2時～4時

場所 セントアンナ在宅介護支援センター

(☎35-6071)

児童家庭課(☎20-1538)

家庭児童相談 月～金曜日 9時～4時

厚生課(☎20-1536)

戦没者遺族相談 30日(月) 10時～3時

開発協会(市体育館)(☎26-7251)

健康体力相談 火曜日 9時～正午

教育指導課(☎20-1582)

就学相談(予約制)月・火・木曜日 9時～5時

教育センター(☎20-6336)

教育相談(予約制)火曜日 9時～4時

教育相談室(☎28-3234)

(ニュータウンセンタービル6階)

教育相談 月～金曜日 10時～5時

(不登校相談も)

指定校変更・区域外就学

こんなときには ご相談ください

小・中学校への就学は、定められた就学区域(学区)の学校に通学するのが原則となっています。

しかし、特別な事情がある場合には、市内に住む児童・生徒に対して定められた就学区域以外の市立小・中学校への通学を認める指定校変更制度と、市外に住む児童・生徒に対し市立小・中学校に通学を認める区域外就学制度があります。

保護者が教育委員会に対し、下表に掲げる理由などで申し立てをした場合、審査により、指定校変更や区域外就学が認められる場合がありますのでご相談ください。

理由	指定校変更	区域外就学
地理的条件や通学路の安全に関するもの		
下校後の小学生を祖父母などが養育する場合		
学童保育所に通う場合		
住宅の建て替え・購入などに関するもの		
最終学年(小6、中3)になってからの住所変更		
家庭の事情により住民票の異動が困難である場合		
海外帰国子女および外国人子女学級へ入級を希望する場合		
児童生徒の身体的理由に関するもの		
終業式・修了式まで40日未満の場合		
いじめなどにより心身の安全が脅かされるような場合		
市外転出者で、心身への多大な悪影響が懸念される場合の一時的回避		
小中学校へ入学した後の市内転居によるもの		
兄弟姉妹の指定校変更に伴うもの		
兄弟姉妹の特殊学級就学に伴うもの		

なお、表の...については

シでも公開しています。

平成15年度より適用します。また、指定校変更・区域外就学の要件および就学区域は、市のホームページ

くわしくは学務課(☎20-1581)へ。

し尿のくみ取り

住所が変わったら 必ず連絡を

引っ越しなどでくみ取りが必要になったときや不要になったとき、あるいは市内で住所が変わったときなどは必ず環境衛生課に連絡をしてください。

また、世帯主の名義を変更した場合も連絡をお願いします。

定期収集にご協力を!

新規にくみ取りを依頼した後は、定期収集をお勧めします。月に1回ないし2回のくみ取りが必要なおときには、担当業者に定期収集を依頼してください。

料金は口座振替で!

お支払いは安全・便利な口座振替のご利用をお勧めします。

今月の納税

国民健康保険税(3期分)

介護保険料(3期分)

納期...9月16日(休)～30日(月)

くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。

くわしくは環境衛生課(☎20-1531)へ。

納入通知書と預金通帳・届け印を持って市内各金融機関(郵便局は除く)へ申し込んでください。